

# 奈良県公報

## 目次

ページ

- 〈告 示〉
- 結核指定医療機関の指定 一
  - 大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 二
  - 大規模小売店舗の新設の届出に関する公告 一
  - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告 三

## 告 示

奈良県告示第三百五十一号  
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。  
平成十六年十月十二日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
有限会社吉谷メデイカルめぐみ薬局	香芝市穴虫一〇四四一一	平成十六年九月十日
ささい内科医院	香芝市真美ヶ丘四一六一一	平成十六年十月一日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年十月十二日から平成十七年二月十四日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

奈良県知事 柿本善也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 奈良古市ファッションモール  
所在地 奈良市出屋敷町一九八番一他五筆
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 株式会社しまむら  
住所 さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号  
代表者 藤原 秀次郎
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 株式会社しまむら  
住所 さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号  
代表者 藤原 秀次郎  
名称 株式会社アペイル  
住所 さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号  
代表者 島村 治伸
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十七年五月十六日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三、二九一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一六〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 三〇二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 一一九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後九時十五分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 届出書添付図面記載のとおり

出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

届出年月日

平成十六年九月十五日

縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

縦覧期間  
平成十六年十月十二日から平成十七年二月十四日まで

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年十月十二日から平成十七年二月十四日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年十月十二日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ大和小泉店

二 変更しようとする事項

所在地 大和郡山市小泉町七川三三他

三 変更前

午後十一時

四 変更後

午前零時

五 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十一時三十分まで

六 変更後

午前八時三十分から午前零時三十分まで

七 届出年月日

平成十六年九月二十九日

八 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

九 縦覧期間

平成十六年十月十二日から平成十七年二月十四日まで

十 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十六年十月十二日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ橿原真菅店

所在地 橿原市北妙法寺町五五五番地の一他

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 交通安全対策には、橿原警察署と十分に協議し、指示を受けること。

2 車両の出入口や交通の要点には、交通整理員を配置すること。

3 交通整理員の配置人員・時間・場所等は、周辺の交通渋滞の状況に応じて増強等の措置を取ること。

4 交通問題の苦情に対しては、責任をもって対処すること。

5 交通安全対策等、橿原警察署から指導があれば、それに従うこと。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十六年十月十二日から同年十一月十二日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。